

市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

ひろげよう献血運動 42団体で推進協結成



献血思想の普及と組織の輪をひろげようと八尾市献血推進協議会(木下博会長)が先月24日、結成されました。市ではこれまで日赤奉仕団婦人部、地区福祉委員会を中心とした市民憲章推進協議会親切部会が市内各地で出張採血を行ってききましたが、今後献血運動をより全市的なものとして取り組むため、市医師会、婦人会、社会福

祉協議会など42団体で協議会を設立し、民間企業などの職域組織にも積極的な呼びかけをすることになりました。この日午後から同協議会の名誉会長大橋市長はじめ委員約40名がさっそく近鉄、八尾駅前市民に啓蒙パンフレットを配り、献血協力を訴えました。

■各地で献血運動さかん

府赤十字血液センター移動採血車の協力で昨年10月には長池地区福祉委員会が、八尾中長池小で、11月には市民憲章推進協議会と日赤奉仕団婦人部が教育センター、山本八幡宮で、この3月には八尾第4地区日赤奉仕団婦人部が宮町集会所で献血運動を行い、各地区とも数多くの協力者を得ました。

▼献血運動を呼びかける市長と会員



愛の献血にご協力ください。

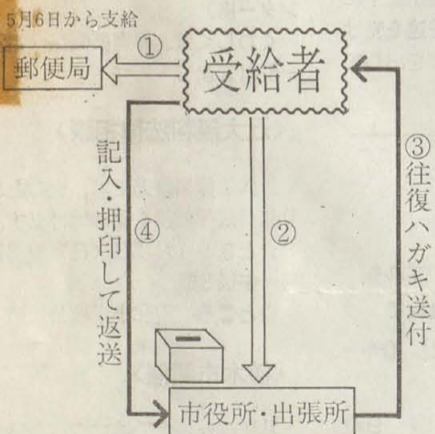
あなたはもとより、あなたの家族にもし輸血が必要となった場合、だれが血液を提供してくれるでしょうか? 近親者、友人からもらう……これも一つの方法かもしれません。

しかし、血液を大量に使う場合や緊急の場合には間に合わないことがあります。また、集めるために非常に苦勞をすることがあります。今日の他人は、明日の自分、家族の人々のためにも小さな勇気を振り起こして愛の献血にご協力ください。

献血場所

- ★八尾市立病院内 第1、3火曜日
午前10時～午後3時(祝祭日除く)
 - ★職域、地域を問わず、献血希望される方が100人以上の場合、要請によって日時を定め移動採血車による現地採血に応じます。
- くわしくは、府赤十字センター(電66-962-7001)へ。

50年度より福祉年金・老齢特別給付金の所得状況届け証書交付方法が変わります



受給者(支給停止の方は除く)は5月6日から指定郵便局で年金の支払いを受けてください【図中①】。年金の支払いを受けた受給者は、市役所または各出張所に設けられた箱に証書を入れ、福祉年金証書預り証を受け取

ってください【図中②】。近日中に市役所年金課から所得状況届け用の往復ハガキを送ります【図中③】。受給者の方は、そのハガキに必要事項を記入、押印のうえ市役所年金課まで返送ください【図中④】。

これで、受給者の方の所得状況届けがすべて終わることになります。ただし、50年1月2日以降に他市町村から本市へ転入の方は、6月に旧住所地の市町村で昭和49年分の所得証明をとり、直接市役所年金課まで届けてください。(配偶者、扶養義務者が他市町村に居住の場合も同じ)

◇福祉年金の所得状況届けは5月中旬に、

☆証書交付は、今年度より各受給者に簡易書留で送付します

なお、くわしくは市役所年金課(電91-3881 内線321)まで。

49年度国民年金保険料納付書の有効期限は4月30日です

49年度国民年金保険料(49年4月～50年3月)納付書の有効期限は今月末です。5月1日以降は、49年度納付書では納付できませんので、未納分のある方は、市役所またはもよりの出張所で国庫金納付書を受け取り、国庫金指定金融機関で納めてください。

▶49年度国民年金保険料は、50年1月に改定がありました

49年度国民年金保険料は、50年1月に900円から1,100円に改定されたため、追加分納付書を送付しましたが、追加分のみ納付の方もありますので、納付書を確認のうえ未納分は今月末までに納めてください。

■50年度国民年金保険料納付書は、4月中旬頃に被保険者の方に送付します

50年度(50年4月～51年3月)国民年金保険料納付書は4月中旬頃に送付しますが、今年度からは集金にお伺いしませんので、必ず納期限内に納めてください。

なお、氏名・住所などに変更のある方は納付書が届きませんので至急連絡してください。くわしくは、年金課(91-3881 内線320)まで。

◆もくじ◆

- ☆第1面…市の動き (ひろげよう献血運動)
- ☆第2面…市の行事
- ☆第3面
- ☆第4面
- ☆第5面 } 選挙特集
- ☆第6面
- ☆第7面…お知らせ
- ☆第8面…お知らせ(予防接種・検診の年間予定が決まりました)

府議・府知事選の投票日 4月13日

市議・市長選の投票日 4月27日

午前7時～午後6時



やお市政だより

第526号

2

昭和50年4月5日

市の行事

4/11 (金)	教育 家児 身障	☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所 ☆3歳児検診(46年10月生まれの男児) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆狂犬病の予防注射 10.00~12.00 志紀児童遊園地、竜華出張所 13.00~15.00 〃 〃 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所
12 (土)	青少	
13 (日)		☆府議、府知事選の投票日 7.00~18.00
14 (月)	教育 家児 心配	☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所
15 (火)	交通 青少 融資	☆近畿交通安全デー ☆離乳食講習会 13.00~ 八尾保健所 ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 ☆狂犬病の予防注射 10.00~12.00 久宝寺中、八尾中 13.00~15.00 〃 〃
16 (水)	教育 家児 人権	☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆生ワクチンの投与 14.00~15.30 中高安幼、南高安幼 ☆狂犬病の予防注射 10.00~12.00 常光寺、山本小 13.00~15.00 市役所、〃
17 (木)	家児 青少 法律	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般 〃 (〃) 17.30~21.00 〃 ☆未熟児相談 13.00~14.00 八尾保健所 ☆生ワクチンの投与 14.00~15.30 安中解放会館、用和小
18 (金)	教育 家児 身障	☆3歳児検診(46年10月生まれの女児) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(6カ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 ☆生ワクチンの投与 14.00~15.30 山本小、北山本小
19 (土)	青少	
20 (日)	結婚 心配	
21 (月)	教育 家児 心配	☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 ☆ツベルクリン反応 14.00~15.30 八尾保健所 ☆生ワクチンの投与 14.00~15.30 志紀幼、安中幼
22 (火)	交通 青少 融資	☆高血圧検診 13.30~14.30 八尾保健所 ☆生ワクチンの投与 14.00~15.30 南山本小、曙川小
23 (水)	教育 家児 結婚	☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆BCG接種 14.00~15.30 八尾保健所 ☆生ワクチンの投与 14.00~15.30 大正幼、竹淵小
24 (木)	家児 青少 法律	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般 〃 (〃) 17.30~21.00 〃 ☆生ワクチンの投与 14.00~15.30 久宝寺小、竜華幼
25 (金)	教育 家児 身障	☆乳幼児健康相談(1年6カ月の幼児) 9.15~11.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 ☆生ワクチンの投与 14.00~15.30 桂解放会館、八尾小

50年度一般会計54億2,229万4千円

—3カ月間の暫定予算です—

50年度一般会計暫定予算、特別会計、企業会計の予算が決まりました。(※印は、4月~6月までの暫定予算です)

会計名	予算額
※一般会計	54億2,229万4千円
※近鉄八尾駅前土地区画整理事業特別会計	1億5,502万6千円
国民健康保険特別会計	32億4,447万6千円
※曙川北土地区画整理事業特別会計	2,237万8千円
農業共済事業特別会計	2,591万7千円
※公共下水道事業特別会計	1億9,740万円
水道事業会計	29億5,065万2千円
病院事業会計	22億3,858万7千円

桂公園野球場の使用料改定

桂公園野球場の使用料が次のとおり改定されました。

☆新料金(2時間) 250円=中学生以下 500円=高校生以上一般

使用は、午前9時~11時、午前11時~午後1時、午後1時~3時、午後3時~5時の2時間単位です。使用申し込みは、市役所公園緑化室または桂解放会館まで。

郵便局にも転居届けを

住所が変わって案外忘れがちなのが郵便局への届け出です。

あなたの大切な郵便物が迷子にならぬよう、旧住所の配達を受け持つ郵便局にも転居届けを出してください。

剣道・卓球会員の募集

長池剣道クラブ、卓球協会の会員を次のとおり募集します。

長池剣道クラブ

☆とき 毎週水曜日 午後6時~9時
☆ところ 長池小学校体育館
☆対象 小学校1年以上の市民(女性を含む) 200名まで
申し込み・問い合わせは長池町1-27 万井正昭宅(電23-4803)まで

卓球協会会員

☆とき 4月22日から毎週火曜日 午後5時30分~午後9時
☆ところ 市立体育館(教育センター内)
くわしくは、体育振興課(電23-5101)まで

近大無料法律相談

近代法律相談部では、次のとおり無料法律相談を受け付けます。

☆とき 4月13日(日)午前11時~午後3時
☆ところ 用和小学校公民館

植木市開催

八尾緑化協会では、4月1日から30日まで久宝寺緑地西側駐車場(西久宝寺)で植木市を開催しています。

簿記講座を開講

市産業課と商工会議所では、3級簿記講座を次のとおり開きます。

☆とき 4月21日~6月6日 毎週月、水、金 午後6時~8時
☆ところ 商工会議所
☆受講料 5,000円(テキスト代は無料)

☆定員 40名(先着順)
申し込みは、産業課(電91-3881 内線 323)または商工会議所業務課(電22-1181)まで。

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談

結婚 = 結婚相談 いずれも

13時~16時 社会福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時~

16時 社会福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時~

17時 教育センターで

法律 = 法律相談(当日午後0

時45分受付) 交通 = 交通相談

いずれも13時~16時 市民相談室

で

教育 = 教育相談 9時~ 教

育相談室で

行政 = 行政相談 行政委員宅で

融資 = 中小企業融資相談 10

時~12時 産業課で

職業 = 高齢者職業相談 10時

~15時 社会福祉会館で

人権 = 人権相談 今回は人権

擁護委員宅で

☆みなさんの近くで善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで (TEL 91-3881)

☆市税の納税は便利な預金口座振替で (TEL 91-3881 内線 263)



やお市政だより

第526号

3

昭和50年4月5日

選挙特集

4月13日(日)府議会議員・府知事選挙の投票
 4月27日(日)市議会議員・市長選挙の投票
 午前7時～午後6時まで



選ぼう示そうあなたの一票

これからの4年間、わたくしたちの府や市の政治をになう代表を決める統一地方選挙が近づきました。この代表を、有権者一人一人が積極的に参加して選び出さなければなりません。

候補者の中に適当な人物がないからといって棄権したり、義理や人情で投票したり、目先の利益で候補者を選ぶことは、政治をよくすることにはなりません。

候補者の政策や政見をよく聞き、情実や買収、供応などに動かされない、わたくしたちの清い一票が、明日の八尾市の町づくりと福祉の向上につながるのです。

4月13日(日)の府議会議員・府知事選挙、4月27日(日)の市議会議員・市長選挙の投票日には1人残らず投票しましょう。

きれいな選挙は5つの提唱

- ◇よく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう。
- ◇選挙法を守らない候補者は、ボイコットしましょう。
- ◇わたくしたちの代表の活動を、常に見守りましょう。
- ◇選挙にかかわる祝儀、花輪などは辞退しましょう。
- ◇議員等に祭りや団体旅行などの寄付をねだらないようにしましょう。

八尾市で投票できる人

〈府議・府知事選挙〉

○昭和30年4月14日以前に生まれた人で昭和49年12月17日までに住民登録をした人

○昭和49年12月13日から昭和50年4月12日の間に大阪府内に転出した人【ただし、現(新)住所地の市役所市民課で居住証明書をもらい、投票所で提示しなければなりません】
 ※他府県へ転出した人は投票できません。

〈市議・市長選挙〉

○昭和30年4月28日以前に生まれた人で、昭和50年1月15日までに住民登録をした人
 ※八尾市を昭和50年4月26日以前に転出された人は投票できません。

▷八尾市内で住所を変えた人で、昭和50年3月17日までに転居届け出をされた人は転居先の投票所で、3月18日以降に届け出された人は転居前の投票所で投票してください。
 ▷選挙人名簿に名前がのっているかどうか確認したい方は、選挙事務局までお問い合わせください。

投票所入場整理券は郵送……

投票所入場整理券は、3月29日頃から、府議・府知事(13日)と市議・市長(27日)両選挙日の入場整理券を1枚の「郵便はがき」にてお送りいたしました。

入場整理券は1枚の「郵便はがき」に3人分が記載できるようになっています。

本市の選挙人名簿に登録されている人、または資格のある人で4月10日頃までに届かないときは、市選挙管理委員会事務局までご連絡ください。(TEL 91-3881)

入場整理券の使い方

投票所へ行かれる時は自分の名前の分のみ「キリトリ線」に従い切り取ってください。府議・府知事選挙投票所入場整理券と市議・市長選挙投票所入場整理券は、切り離さないでください。投票所では、まず、受付係で入場整理券をお見せください。次に、名簿対照係で選挙人名簿と対照の後、投票用紙交付係で入場整理券と引き換えに投票用紙を受け取ってください。投票用紙交付係では、府議・府知事選挙の入場整理券のみを受け取り、市議・市長選挙の入場整理券はその場でお返しいたします。これは4月27日の市議・市長選挙に使用いたしますので、それまで紛失しないように大切に保管してください。

本人以外の投票所入場整理券は、絶対に使用しないでください。

万一、入場整理券を紛失された場合でも、投票資格がある人は投票できます。

投票する順序は……

4月13日の選挙では、さきに府議会議員、次に府知事選挙の投票を、4月27日の選挙では、さきに市議会議員、次に市長選挙の投票を行います。

〈投票用紙は色分けしています〉

▷府議会議員の投票用紙

……うす紫色の紙に黒文字で印刷

▷知事の投票用紙

……白色の紙に茶文字で印刷

▷市議会議員の投票用紙

……水色の紙に黒文字で印刷

▷市長の投票用紙

……白色の紙に黒文字で印刷

両日とも投票用紙は別々にお渡しいたしますから、記入のさい、投票用紙はまちがいのないようにしてください。そして、それぞれ決められた投票箱に入れてください。

投票日に支障のある人は不在者投票もできます

投票日に、やむをえない事情で投票に行けない方は、前もって不在者投票を行うことができます。投票所入場整理券と印かんを持って、選挙事務局までおこしてください。不在者投票ができる期間は次のとおりです。

▽府知事選 3月19日～4月12日

▷府議選 4月1日～4月12日

▷市議・市長選 4月17日～4月26日

いずれも土、日曜日を問わず午前8時30分～午後5時。

重度の身体障害者は郵便による不在者投票ができます

身体障害者手帳または戦傷病者手帳(以下手帳)を持っている方で、次のいずれかに該当する人に限り、現在する場所(住所に限りません)で不在者投票ができます。

☆該当する人 ①1級もしくは2級(身体障害者)、または特別項症から第2項症(戦傷病者)の人で、手帳に両下肢もしくは体幹の障害(歩行できないもの)として記載されている人 ②1級もしくは3級(身体障害者)、または特別項症から第3項症(戦傷病者)の人で、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の障害と記載されている人

☆申請および請求 手帳を提示して文書で郵便投票証明書の交付を申請してください。選挙管理委員会でご受け付けています。次に、告示の日から投票日の4日前までにその郵便投票証明書を添えて投票用紙および投票用封筒の請求をしてください。

くわしくは選挙事務局まで。

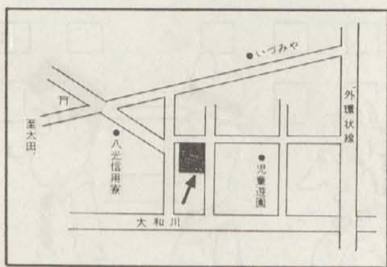
(6面につづく)

投票所所在地

○の数字は投票区番号です。
6面の投票区域一覧表とともに
に参考にしてください。

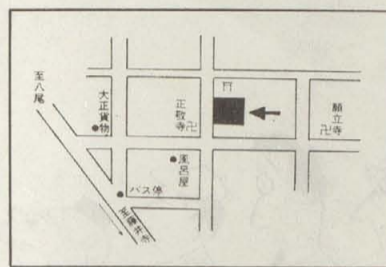
①投票区

沼青年会場
沼 321



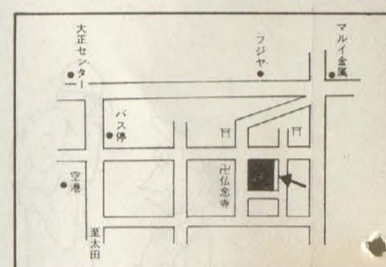
②投票区

太田公民館
太田1544



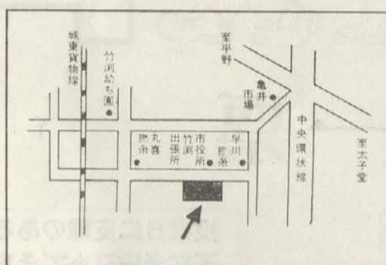
③投票区

光蓮寺
南木の本7丁目136



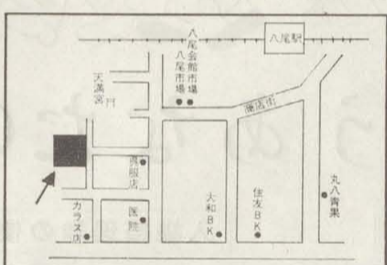
⑧投票区

竹淵小学校
竹淵 115



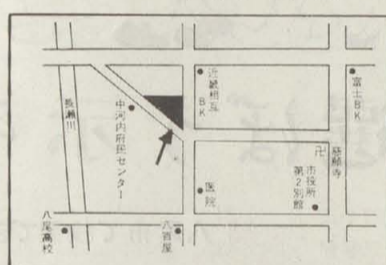
⑨投票区

大信寺八尾別院集会所
本町4丁目2-48



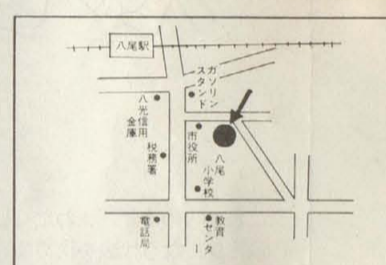
⑩投票区

八尾市婦人会館
(八尾市立公民館分室)
本町3丁目10-10



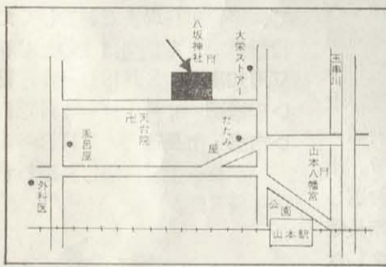
⑪投票区

八尾市民ホール
本町1丁目1-1



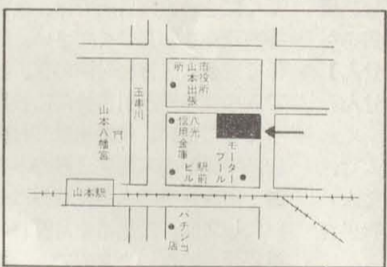
⑬投票区

西山本町公民館
西山本町2丁目9-33



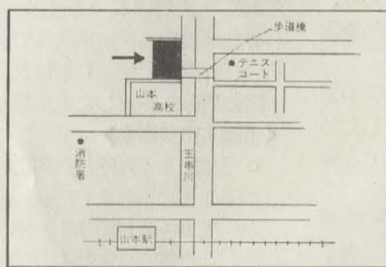
⑭投票区

八尾市立労働会館
山本町1丁目8-11



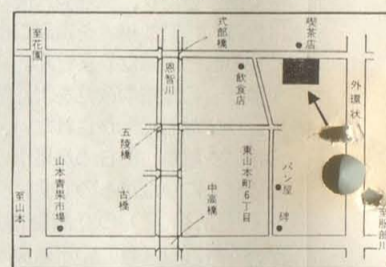
⑮投票区

山本小学校
山本町北2丁目6-39



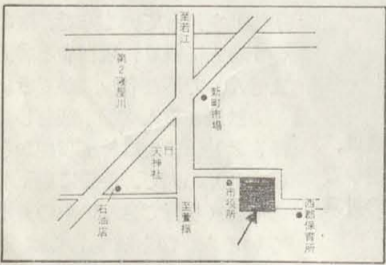
⑯投票区

東山本小学校
東山本町9丁目3-33



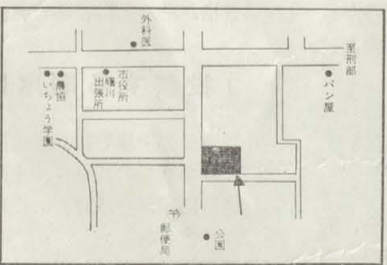
⑳投票区

八尾市立桂解放会館
桂町2丁目37



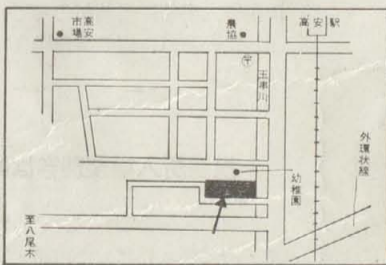
㉑投票区

曙川小学校
八尾木91-2



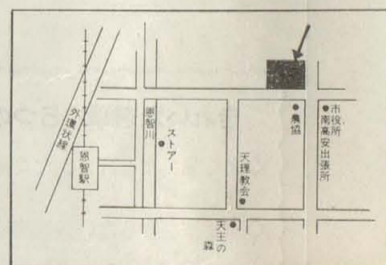
㉒投票区

清友高等学校
柏村169-3



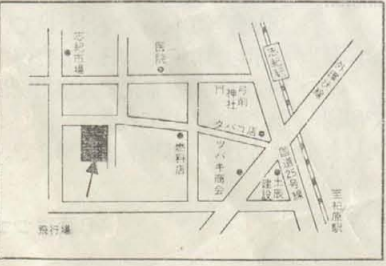
㉓投票区

南高安小学校
(旧南高安中学校講堂)
恩智 677



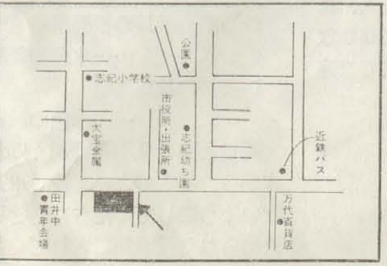
㉔投票区

聞法寺
弓瀬町2丁目106



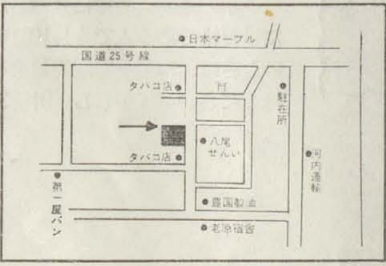
㉕投票区

志紀中学校
志紀町西2丁目2



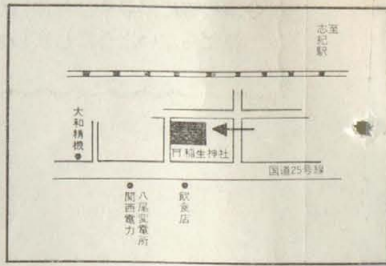
㉖投票区

老原区集会所
(旧志紀幼稚園老原分園)
老原5丁目227



㉗投票区

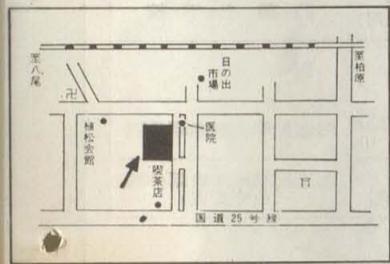
天王寺屋青年会場
天王寺屋2丁目154



①～⑳投票所)

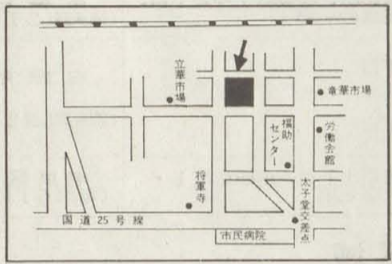
④投票区

永畑小学校
永畑町1丁目2-27



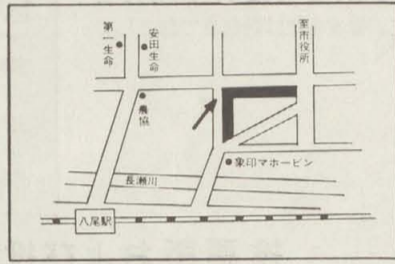
⑤投票区

竜華小学校
東太子1丁目6-12



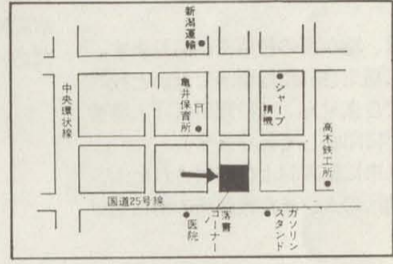
⑥投票区

安中小学校
陽光園2丁目7-33



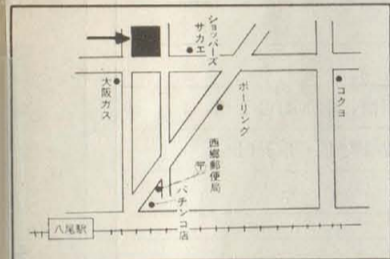
⑦投票区

興国アルミニウム工業株
亀井町1丁目4-18



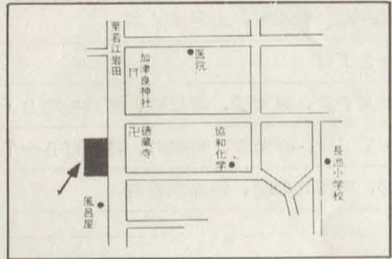
⑫投票区

用和小学校
山城町3丁目1-46



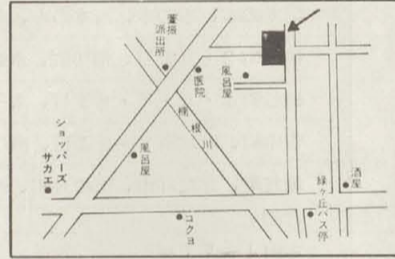
⑬投票区

恵光寺
萱振町4丁目1



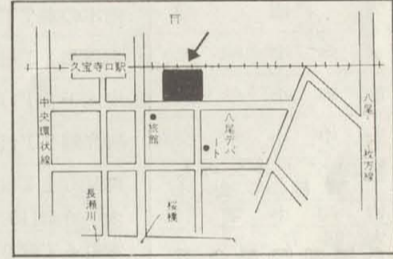
⑭投票区

八尾中学校
緑ヶ丘1丁目17



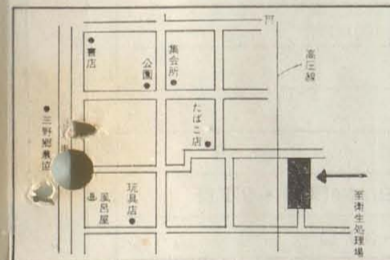
⑮投票区

白鳩幼稚園
末広町2丁目8-23



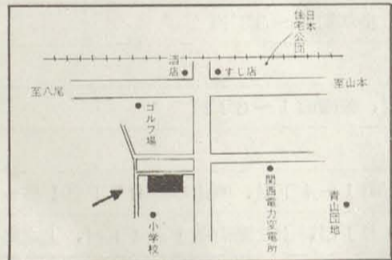
⑳投票区

北山本小学校
福万寺町2丁目1



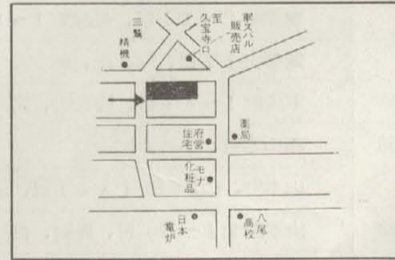
㉑投票区

高美中学校
高美町2丁目1-22



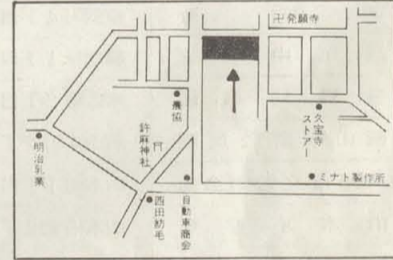
㉒投票区

久宝寺中学校
久宝寺2丁目4-33



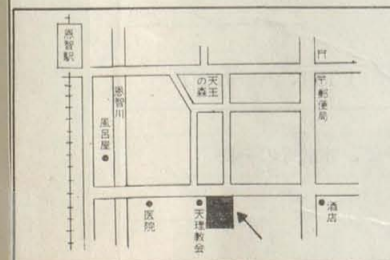
㉓投票区

顕証寺(久宝寺御坊)
久宝寺4丁目4-3



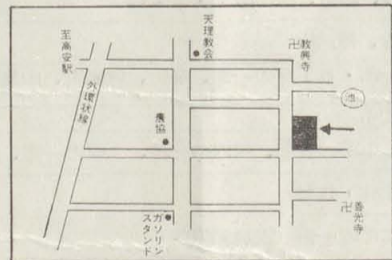
㉔投票区

母木保育園
恩智 177



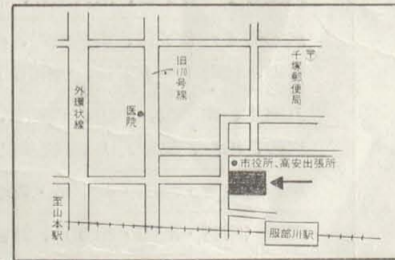
㉕投票区

南高安幼稚園三和分園
教興寺 263



㉖投票区

中高安小学校
服部川 191



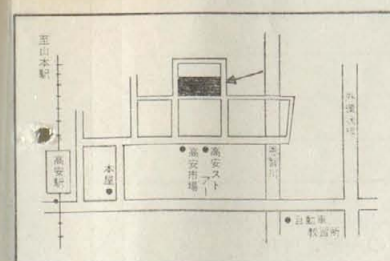
㉗投票区

北高安幼稚園
大竹 768



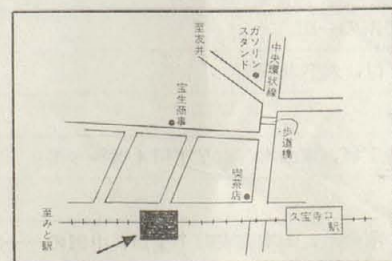
㉘投票区

平和幼稚園
高安町北2丁目21



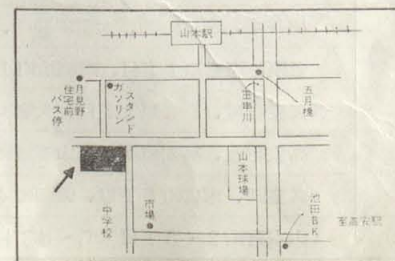
㉙投票区

久宝園集会所
久宝園1丁目無



㉚投票区

南山本小学校
山本町南7丁目1-9



この一票
よく見て聞いて
考えて

やお市政だより

第526号

6

昭和50年4月5日

選挙特集

選挙公報の配付

府議会議員および府知事選挙の候補者を決めていただく資料として、候補者の主義主張や経歴などを載せた選挙公報を4月6日頃から各世帯に配付します。4月12日までに届かないときは、自治振興委員宅か、もよりの出張所、または市選挙管理委員会事務局へ申し出てください。

あなたの投票所所在地図

八尾市には、38ヶ所の投票所があります。入場整理券に指定された投票所でない投票所をすることができません。(投票所は「入場整理券」の上部に印刷してあります)

最近、八尾市に転入および転居された人、投票所変更地区の人、また投票所の所在地が

わかりにくい人は、4、5面の略図、下表を参考にして確かめてください。

そのほかのこと

☆投票を行いたい、手をけがした、目をいためた、字が読めない、候補者の名前を書くことができない人は、代理投票、点字投票ができます。投票所で投票管理者に申し出てください。代わりに書いてくれます。
☆投票所に自動車で行くと付近の交通が混雑します。徒歩または自転車でおこしください。

一部の投票所の変更および名称変更

投票所および投票区域の一部を次のとおり

変更します。(下表参照) 該当地区の人は、まちがいのないようにしてください。これ以外の投票所は今までどおりです。入場整理券に印刷されている投票所へ、家族で確認されて行ってください。

該 当 地 区	投 票 場 所	
	新	旧
西高安町1・2丁目、上尾町1～6丁目、上之島町北4～6丁目、上之島町南5～7丁目	東山本小学校 (東山本町9丁目3番33号)	山本小学校
若草町、青山町、高美町1～4丁目、荏内町、別宮の一部	高美中学校 (高美町2丁目1番22号)	高美小学校
志紀町4丁目	志紀中学校 (志紀町西2丁目2番地)	聞法寺
田井中1丁目		旧志紀幼稚園老原分園
老原、東老原1丁目、南植松町1・2丁目、大字老原	老原区集会所 (老原5丁目227番地)	旧志紀幼稚園老原分園 (名称変更)

投票所および投票区域

投票区	投票所名	所在地	投票区域
1	沼青年会場	大字沼321	沼
2	太田公民館	〃 太田1544	太田、丹北太田、若林町
3	光蓮寺	南木の本7丁目136	南木の本、木の本、西木の本、北木の本、大字南木本、大字木ノ本
4	永畑小学校	永畑町1丁目2-27	植松町2・6丁目、相生町、永畑町1・2丁目
5	龍華小学校	東太子1丁目6-12	植松町4・5・7・8丁目、太子堂、南太子堂、東太子、春日町、南植松町3・4・5丁目、永畑町3丁目
6	安中小学校	陽光園2丁目7-33	安中町、南本町7～9丁目、洪川町3～7丁目、陽光園、明美町、高美町5～7丁目、植松町1・3丁目
7	興国アルミニウム工業株式会社	亀井町1丁目4-18	亀井町、北亀井町、南亀井町、跡部本町、跡部北の町、跡部南の町
8	竹淵小学校	大字竹淵115	竹淵
9	大信寺 八尾別院集会所	本町4丁目2-48	本町4～7丁目
10	八尾市婦人会館 (八尾市立公民館分室)	本町3丁目10-10	本町2～3丁目、栄町、光南町
11	八尾市民ホール	本町1丁目1-1	本町1丁目、南本町1～6丁目、東本町、松山町、桜ヶ丘、清水町、光町2丁目
12	用和小学校	山城町3丁目1-46	北本町、山城町、宮町1・3～6丁目、榎根町、光町1丁目
13	恵光寺	萱振町4丁目1	萱振町2～7丁目、長池町1～3丁目、小畑町1～3丁目
14	八尾中学校	緑ヶ丘1丁目17	萱振町1丁目、緑ヶ丘、旭ヶ丘
15	白鳩幼稚園	末広町2丁目8-23	末広町1～4丁目、佐堂町、宮町2丁目、美園町1～3丁目
16	西山本町公民館	西山本町2丁目9-33	西山本町、小阪合町
17	八尾市立労働会館	山本町1丁目8-11	山本町、山本町南1・4丁目、東山本新町1～4丁目、東山本新町7丁目1番～3番、東山本新町8・9丁目
18	山本小学校	山本町北2丁目6-39	山本町北1～5丁目、堤町、長池町4・5丁目、上之島町南1～4丁目、上之島町北1～3丁目
19	東山本小学校	東山本町9丁目3-33	東山本町、東町、上尾町1～6丁目、西高安町1・2丁目、上之島町北4～6丁目、上之島町南5～7丁目
20	北山本小学校	福万寺町2丁目1	福万寺町、福万寺町南、福万寺町北、山本町北6～8丁目、福栄町、小畑町4丁目、高砂町2丁目1の一部・3丁目1の一部、高砂町4・5丁目、上尾町7～9丁目、西高安町3～5丁目、桂町5丁目1の一部、6丁目1の一部
21	高美中学校	高美町2丁目1-22	若草町、青山町、高美町1～4丁目、荏内町、別宮の一部
22	久宝寺中学校	久宝寺2丁目4-33	久宝寺1～3丁目、東久宝寺、北久宝寺、高町、洪川町1・2丁目
23	願証寺 (久宝寺御坊)	久宝寺4丁目4-3	久宝寺4～6丁目、南久宝寺、西久宝寺、神武町
24	八尾市立桂解放会館	桂町2丁目37	幸町、桂町1～4丁目、桂町5丁目1の一部・6丁目1の一部、泉町、新家町、山賀町、高砂町1丁目、高砂町2丁目1の一部・3丁目1の一部
25	曙川小学校	大字八尾木91の2	八尾木、東弓削、中田、八尾座、大字安中
26	清友高等学校	〃 柏村169の3	刑部、柏村、都塚、山本高安町2丁目、中田の一部、垣内の一部、二俣の一部、恩智の一部、神宮寺の一部
27	南高安小学校 (旧南高安中学校講堂)	〃 恩智677	恩智(西町・油田・森小路・乾小路・辻林・共和)
28	母木保育園	〃 恩智177	恩智(南谷・昭和・相互)、神宮寺、二俣の一部(近鉄線東側)
29	南高安幼稚園 三和分園	〃 教興寺263	黒谷、教興寺、垣内
30	中高安小学校	〃 服部川191	服部川、郡川、大窪、山畑、千塚の一部、黒谷506番地
31	北高安幼稚園	〃 大竹768	大竹、楽音寺、水越、神立、千塚
32	聞法寺	弓削町2丁目106	弓削町、弓削町南、志紀町、大字弓削の一部、二俣の一部
33	志紀中学校	志紀町西2丁目2	田井中、志紀町西、大字田井中、大字弓削の一部
34	老原区集会所 (旧志紀幼稚園老原分園)	老原5丁目227	老原、東老原1丁目、南植松町1・2丁目、大字老原
35	天王寺屋青年会場	天王寺屋2丁目154	天王寺屋、東老原2丁目、大字天王寺屋
36	平和幼稚園	高安町北2丁目21	高安町北、高安町南、東山本新町5・6丁目、東山本新町7丁目4番～6番
37	久宝園集会所	久宝園1丁目無	久宝園、末広町5丁目、美園町4丁目
38	南山本小学校	山本町南7丁目1-9	山本町南2・3丁目・5～8丁目、南小阪合町、山本高安町1丁目、中田の一部、別宮の一部、今井

お知らせ

予防接種のこと

■50年度上半期生ワク(ポリオ) 投与を行います

電91-3881 内線360

50年度上半期生ワク(ポリオ)投与を次のとおり行います。該当する方は忘れずお受けください。

☆該当する人 生後3カ月から36カ月までの乳幼児

☆服用方法 初回服用後6週間以上の間隔をおき、2回目を服用して完了

<日程>

- 4月16日(水) 中高安幼、南高安幼
- 17日(木) 安中解放会館、用和小
- 18日(金) 山本小、北山本小
- 21日(月) 志紀幼、安中幼
- 22日(火) 南山本小、曙川小
- 23日(水) 大正幼、竹淵小
- 24日(木) 久宝寺小、竜華幼
- 25日(金) 桂解放会館、八尾小

時間はいずれも午後2時～3時30分です

なお、当日は必要事項を記入、捺印した接種手帳(問診票)、母子手帳、上履きをご持参ください。

衛生のこと

■汲み取り申込書を再度ご提出ください

電94-1261

汲み取り業務は昨年来の収集体制の整備により、月2回収集はほぼ達成されていますが、さらにサービスの向上をはかるため、汲み取り世帯基本台帳の整備を行います。

このため、これまでに申し込みをすまされ汲み取りが支障なく行われている世帯を含め再度申込書を提出していただくことになりました。

申込書は自治振興委員会を通じ当市政だよりと共に全世帯に配布しています。必要事項をご記入の上、下記の出張受付日程表にしたがってご持参下さい。引き換えに新しいワッペンと昨年当初の汲み取り作業の混乱時のお詫びに「無臭剤」をお渡しします。

当日、留守等で持参できない方は、代理の方に依頼されるか、4月10日から19日までの間、最寄りの出張所へお届け下さい。

<日程>

- 4月10日○東町青年会場 △信貴山口駅前
- 11日○久宝園集会所横の遊園地 △跡部児童公園
- 12日○南高安小(旧の中学校) △八尾自動車教習所
- 14日○高安出張所 △北山本児童公園
- 15日○太田八幡神社 △大正中
- 16日○永畑小 △清友高
- 17日○労働会館(山本町) △安中小
- 18日○曙川出張所 △志紀田井中神社
- 19日○竹淵出張所 △久宝寺口桜橋児童公園
- 21日○小阪合神社 △山本児童公園
- 22日○桂解放会館 △大竹老人ホーム
- 23日○志紀児童遊園地 △竜華出張所
- 24日○山本球場 △用和小
- 25日○久宝寺中 △八尾中
- 26日○山本小

時間は○印が午前9時30分～12時、△印が午後1時～3時。

成人病検診のこと

■成人病検診の申込受付は4月30日までです

電91-3881 内線352

1月5日号でお知らせした成人病検診の申込受付は、一応4月30日で締め切らせていただきます。

これは、すでに受診希望者が4,000名に達し、府立成人病センターと日程調整をしながら順次検診を行っています。完了するのは9月頃と予想されるためです。

今後の申し込みについては、現在の申込者の日程調整後、再度「市政だより」でお知らせします。お問い合わせは保険課まで。

消防のこと

■消火器の押し売りにご注意ください

電92-2281

最近、消防署員や地元消防団員をよそおって各家庭を訪問し、「消火器を登録しているか」と問いかけ、言葉巧みに売りつける悪質なセールスマンがいます。しかし、消防署や消防団では、消火器を登録したり、売ったりすることは絶対にありません。

もし、そのようなことがありましたら、消防本部予防課(電話は上記)または八尾警察署(電92-1234)までご連絡ください。

排水設備工事のこと

■排水設備工事公認業者の申請(更新)を受け付けます

電91-3881 内線394

市では、排水設備工事公認業者の申請、更新を次のとおり受け付けます。

☆資格 次の各々の条件が必要です
①市内に営業所を有すること ②排水工事業とすること ③法令ならびに条例、条例施行規則および公認業者に関する規則に違反する行為のなかったこと ④禁固以上の刑に処せられまたは禁治産、準禁治産もしくは破産の宣告を受けていないこと ⑤営業に必要な設備および器材を備え、かつ従事者を常置していること ⑥専属の責任技術者を有すること ⑦本市の給水工事公認業者でないものにあつては、本市の給水工事公認業者と業務提携していること ⑧その他、市長が必要と認める条件を備えていること

☆申請 4月10日(木)～4月30日(水)の間に、所定の申請書2通に必要事項を記入のうえ、下水道部管理課まで提出してください

☆公認の決定 申請にもとづいて審査し、決定します

なお、公認の更新を受ける方も、必ず上記期間中に申請してください。申請のない場合は公認取り消しとなりますのでご注意ください。

心身障害者のこと

■心身障害者福祉金の申請を受け付けます

電91-3881 内線279

市では、心身障害者福祉金の申請を次のとおり受け付けます。該当する方は必ず申請してください。ただし、身体障害者福祉会を通じて申請された方は、申請する必要はありません。

☆資格 昭和50年4月1日現在、市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている次のどちらかに該当する人

①療育手帳の交付を受けていて「障害の程度」がA、B1、B2の方および判定機関(児童相談所・精神薄弱者更生相談所等)の判定を受け、知能指数が75以下の人

②身体障害者手帳の交付を受けていて「等級」が1級から6級までの人

☆必要なもの 申請書、療育手帳または判定書(精神薄弱者の方)、身体障害者手帳(身体障害者の方)、預金通帳(市内の銀行、農協、信用金庫のもの、ただし銀行振込する人のみ)

☆申請受付 4月10日(木)～30日(水)の間、社会福祉会館内社会課で。なお、次のとおり出張受付も行います。

<出張受付日程>

- 4月10日(木) ●労働会館(山本町) 11日(金) ○高安出張所 △桂解放会館 14日(月) ○南高安出張所 △志紀文化センター
 - 15日(火) ●労働会館分館(植松町) 16日(水) ○曙川出張所 △大正出張所 17日(木) ○竹淵出張所 △久宝寺出張所
- 時間は○印が午前10時～12時、△印が午後1時30分～4時、●印は午前10時～12時、午後1時30分～4時です。

※福祉金の支払いは、今年度から銀行振込方式を採用したいと考えていますので、申請の際、受給資格者(未成年の場合は保護者)の預金通帳(市内の銀行、農協、信用金庫のもの)をお持ちくださるようご協力ください。

なお、銀行振込の取り扱いを始めますので毎年行っていた出張支払いは、金融機関のない地区を除いて行わない予定です。

戦没者のこと

■特別弔慰金の請求は5月28日までです

電91-3881 内線279

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金3万円(国債10年償還)の請求は5月28日までです。次に該当する遺族の方は、社会福祉会館内社会課まで請求してください。

先の戦争で戦死された方の遺族のうち、①昭和40年4月1日から47年3月31日までの間に、遺族のうちで公務扶助料、遺族年金遺族給与金等をもっていただいていた人がすべて居なくなった場合にその戦没者の遺族

②昭和40年4月2日から47年4月1日までの間に弔慰金のみもらった遺族 手続きなどくわしくは社会課までお問い合わせください。

講座のこと

■労働会館分館では、第10期文化講座を開きます

電23-4115

市立労働会館分館(植松町5丁目)では、5月から第10期文化講座を開きます。

☆期間 5月～来年3月

☆会場 労働会館分館(近鉄バス植松下車南へすぐ)

☆受講資格 15歳以上の市民または市内在勤者

☆申し込み 4月20日(日)午前10時から労働会館分館で先着順に受け付けます(1人1講座)。定員になり次第締め切ります。

なお、申し込みには必ず印鑑を持参してください。

☆受講料 無料(ただし、材料費などの実費は各自負担)

<募集講座>

花道講座 未生流=一般(土曜午前10時～12時) 勤労者(木曜午後6時～8時)、池坊=一般(水曜午前10時～12時) 勤労者(火曜午後6時～8時) 各クラスとも40名

茶道講座 表千家=一般(火曜午前9時～12時) 勤労者(火曜午後6時～9時) 裏千家=一般(金曜午前9時～12時) 勤労者(金曜午後6時～9時) 各クラスとも30名

手芸教室 一般(金曜午前10時～12時) 勤労者(金曜午後6時～8時) 各クラスとも30名

手編み教室 木曜午前10時～12時 30名

陶芸教室 水曜午後6時～8時 30名

絵画教室 土曜午後6時～8時 30名

文学教室 6月開講予定 20回 木曜午後6時～8時 100名

労働講座 不定期開講

(注)花道、茶道、手芸、手編みは、毎月第1、2、3週の各曜日(月3回)に行います。こどもづれでの受講はできません。

■労働会館では、料理講座生を募集します

電99-3167

市立労働会館(山本町1丁目)では、実用向きで栄養価の高い料理の作り方を覚えていただくため、第14期料理講座を次のとおり開きます。受講料は無料です。(材料費は実費負担)

☆講座期間 5月から来年3月まで月2回計20回(8月は休講)

☆受講資格 ①勤労婦人=市内居住の勤労者または市内の事業所に勤務している人 ②一般婦人=市内に住んでいる人

☆必要なもの 申込用紙(4月2日から労働会館でお渡しします。市内事業所、労働組合にも用意しています)、返信用20円切手、事業主または労働組合の証明(勤労婦人)、市内に居住していることを証明できる書類(保険証、免許書、住民票など(一般婦人))

☆申し込み 4月10日(水)～15日(火)の間に、必要書類を市立労働会館料理講座係(山本町1-8-11)まで持参か郵送のこと(月曜日は休講)

なお、3日目以上の方はご遠慮ください。



やお市政だより

第526号

8

昭和50年4月5日

お知らせ

● 予防接種・検診の年間予定が決まりました

4月から来年3月までの予防接種、検診の年間予定が決まりました。くわしい日程、会場などは、そのつど「市政だより」でお知らせします。

なお事故を防ぐため、接種を受ける前にはもう一度次のことがらを確認してください。

- 皮膚病にかかっている人、同居家族に皮膚病・はしか・水痘にかかっている人がいるとき=種痘
- 下痢をしている人=ポリオ(生ワク)
- たまごを食べると皮膚に発疹がでたり、下痢をする人=インフルエンザ

▷ 問診票をお忘れなく

接種を受ける前に問診票(予防接種手帳内にあります)に、当日の体温など必要なことがらを正確に記入し、母子手帳、印かんとともに会場までご持参ください。

▷ 間隔規定にご注意を

予防接種を受ける場合、ワクチンの種類によって、接種から次の接種まで一定の間隔をあけねばなりません。次の期間内は接種を受けることができませんのでご注意ください。

(予防接種は間隔規定が守られておればどの会場でも受けることができます。また、常に同一会場で受ける場合は間隔規定にふれないよう日程が組まれています)

- 生ワクチン→生ワクチン……1ヵ月
- 生ワクチン→不活化ワクチン……1ヵ月
- 不活化ワクチン→生ワクチン……2週間
- 不活化ワクチン→不活化ワクチン……2週間
- ※生ワクチン=BCG、ポリオ、種痘、はしか

不活化ワクチン=インフルエンザ、日本脳炎、三種混合、ジフテリア

▷ からだの調子に気をつけて

接種を受ける前のからだの調子に気をつけてください。以下のような状態の方は、次の接種を受けることができません。



◎ 予防接種手帳

赤ちゃんが生まれて出生届けをした方は必ず予防接種手帳の交付を受けてください。この手帳には、赤ちゃんが予防接種を受けるときの問診票がつづられており、接種後の注意などもくわしく書かれています。

手帳は衛生課(市役所)または各出張所でおわたします。

予防接種および検診予定表

月	種別	対象者	受診の方法
4	上半期ポリオ(生ワクチン)	生後3ヵ月~36ヵ月	生後3ヵ月~36ヵ月の間に2回服用 初回服用後2回目までの間隔は6週間以上
6	一般	生後6ヵ月	初回は1~2週間の間隔で2回 2回接種後1年目に1回の追加接種 その後は2年に1回接種
7	日本脳炎	以上の市民	
8	住民検診	15歳以上の市民	胸部X線撮影(15歳~64歳) 血圧検査(40歳~64歳) 検尿検査(40歳~64歳)
9	第2、3期種痘	51年度入学予定者(小学校入学、中学校進学)	第1期完了者のみ1回接種する 接種後4、5日目に判定
10	下半期ポリオ(生ワクチン)	生後3ヵ月~36ヵ月	生後3ヵ月~36ヵ月の間に2回服用 初回服用後2回目までの間隔は6週間以上
1	3種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風)	第1期 生後3ヵ月~36ヵ月 第2期 第1期終了後10ヵ月~24ヵ月	第1期は3~8週間の間隔で3回 第2期は1期完了の月から10ヵ月~24ヵ月の期間内で1回接種する
2	第3、4期ジフテリア	51年度入学予定者(小学校入学、中学校進学)	第3期は小学校入学者に1回 第4期は中学校進学者者に1回
50年4月	ツベルクリン	生後3ヵ月~36ヵ月までの乳幼児	ツベルクリンは3ヵ月~36ヵ月迄の間に1回受ける(毎月第3日曜日八尾保健所で実施)
51年3月	BCG		BCG(毎月第3水曜日八尾保健所で実施)
50年4月	胃の集団検診	30歳以上の市民	毎月第2、3、4火曜日に実施 申込書による予約受付制をとっています
51年3月			

- ※ 1. 3種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風)については、再開次第「市政だより」でお知らせしたうえ、実施します。
- 2. 第1期種痘(生後6ヵ月~24ヵ月の乳幼児を対象)は3月に繰り上げ実施しました。(10、11月に第1期種痘接種もれの人を対象に申込制で実施します)

切り取って見やすいところにお貼りください。

しあわせを築く道 部落解放をめざして

■ 同和教育とは〈その1〉

部落解放を市民みずからの課題としていくために、この「しあわせを築く道」でみなさんと共に学習してまいりました。同推協を中心に各地域や職場で、部落問題についての研修会や諸会合が開かれておりますが、その中で「真の同和教育とは何か」という質問も出ております。そこで、もう一度原点にかえって同和教育をより正しく、より充実させるためにみなさんと共に学習していきたいと思えます。

教育基本法の第1条は、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神にみちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない」とその目的を明らかにしています。

同和教育はけっして特別な教育ではなく、憲法や教育基本法の精神をふまえて、平和・

民主主義・基本的人権尊重の原則に徹し、市民的権利を保障する社会をつくらせていく、心身ともに健康な人間を育てようとする教育なのです。

戦後の教育は、日本国憲法や教育基本法のすばらしい理念をもって出発したはずでしたが、果たして子どもや親の願いに正しくこたえ、ひとりひとりの基本的人権を大切に、また、ひとりひとりの伸びる力を無限に伸ばし、すべての人びとに生きるのぞみと、豊かな未来を創造していく力をつくりあげてきたといえるでしょうか。

最近の新聞にも、「知識はあるが人間性に欠けているのではないか」と思われるようなことがよく取りあげられています。

同和教育は、児童・生徒ひとりひとりの人権を尊重し、能力を最大限に伸ばすとともに合理的、科学的な認識をつちかい、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない、差別にうちかつ、真に民主的な人間の形成をめざすものです。

子どもをもつ親ならばだれでも、「正しくすこやかに伸びてほしい」「人間として豊かに教育を受け、生まれもった能力を最大限に伸ばしてやりたい」「健康で文化的な生活をおくらせてやりたい」などと願っています。しかし、現実の社会は残念ながら、これらの願いが必ずしも正しくかなえられているとはいえません。たとえば、知識のみを中心にした学力を重んじる風潮があったり、将来の自分の地位を上げることや、自分の利益のためだけを考えるような傾向があったりします。また、

「わが子だけはよい学校へ入れたい」「人を蹴落としてもよい成績をとらせたい」というような、ゆがんだ考え方が出てきています。このようなことは、憲法・教育基本法に示されたすべての人びとの人権(教育権)を守り、民主的な教育をなおざりにした結果ではないでしょうか。そして、このような利己的な考えに満ちた人びとの多い中では、結局弱い立場にある人たちが苦しむ結果になる

のです。なかでも、長い間差別を受けてきた被差別部落の人びとは、こうした社会の不合理や矛盾が集中していっそうきびしい部落差別を受けなければならないのです。

世の中の不合理や矛盾を解決していくためには、他人の願いや権利を認め、人間としておたがいに尊重する心をはたかせることがたいせつです。そのためには、すべての教育領域において、部落問題や差別問題の現実をしっかりとみきわめ、その歴史と運動から学んで、差別に対する科学的合理的な見方、考え方をつちかい、差別への怒り、憎しみをもちこたえて、差別を許さない子どもづくり(市民づくり)に取り組みなければならないのです。

同和教育は、まさにすべての子どもや親の願いにこたえる民主教育そのものであります。そして、子どもひとりひとりの可能性を豊かに伸ばし、未来のくらしを最大限に保障していく真の教育であります。